

## 秋葉町内会自主防災会規約

(名 称)

第1条 この会は、秋葉町内会自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は防災会会長宅に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、風水害及びその他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護及び避難誘導など応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第5条 本会は、秋葉1丁目町内会、秋葉2丁目町内会、秋葉3丁目町内会の構成員をもって会員とする。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名 会長は各町内会長とし、1年毎の交替とする。
- (2) 副会長 2名 副会長は会長以外の町内会長とする。
- (3) 分会長 3名 各町内1名（防災関係の部長等）
- (4) 班 長 18名 各町内6名
- (5) 会 計 1名 会長選出の町内会会計が担当する。
- (6) 監査役 2名 副会長選出の町内会会計が担当する。

2 班長は会員の互選による。

3 分会長、班長の任期は1年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括して地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、その職務を行う。
- 3 分会長は、会長の指示に従い、各町内を統括する。
- 4 班長は、担当班の任務遂行、連絡調整及び会務の運営にあたる。

(会 議)

第8条 本会に、総会及び役員会を置く。

(総 会)

第9条 総会は、各町内会の総会と兼ねる。

- 2 総会は次の事項を審議する。
  - (1) 規約の改正に関すること。
  - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
  - (3) 事業計画に関すること。
  - (4) 予算及び決算に関すること。
  - (5) その他、総会が特に認めたこと。
- 3 各総会の議決が一致しなかった場合は、その賛否の数の合計で決める。
- 4 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任する事ができる。

(役員会)

第10条 役員会は、第6条に掲げる者の外、審議に関係ある者をもって構成する。

- 2 役員会は、次の事項を審議する。
  - (1) 総会に提案すべき審議に関すること。
  - (2) 総会より委任された事項に関すること。
  - (3) その他、役員会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るために、防災計画を定めておくものとする。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
  - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担（情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び誘導非難等）に関すること。
  - (2) 防災知識の普及に関すること。
  - (3) 防災訓練の実施に関すること。
  - (4) その他必要な事項。

(会 計)

第12条 本会の運営に要する費用は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会費は、総会の議決を経て定める。

3 会費は各町内会が按分し負担する。

按分率 1丁目50% 2丁目30% 3丁目20%

4 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第13条 会計監査は、毎年1回監査役が行う、ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、平成20年6月1日から実施する。